

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-061 改 39(回 2)
提出年月日	令和 2年 4月 10日

令和2年 4月
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成26年11月7日	保管場所及びアクセスルートの設定における分散配置，保管数量，ルート分散等の考え方を示すこと。	審査会合 (平成26年11月13日) にて説明	H26.11.13 資料1-1 島根原子力発電所 2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて P6,7,8
2	平成26年11月7日	溢水影響評価において，タンク本体が破損した場合でも止水目的ではない遮へい壁に期待できることを説明すること。	審査会合 (平成26年11月13日) にて説明	H26.11.13 資料1-1 島根原子力発電所 2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて P53
3	平成26年11月7日	斜面の崩壊・すべりの評価において，代表断面選定の考え方を示すこと。また，各代表断面の地層データの出典元を示すこと。	審査会合 (平成26年11月13日) にて説明	H26.11.13 資料1-1 島根原子力発電所 2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて P34,56
4	平成26年11月7日	Ss機能維持設計の構造物が損壊した場合のアクセスルートへの影響及び対応方針についても示すこと。	審査会合 (平成26年11月13日) にて説明	H26.11.13 資料1-1 島根原子力発電所 2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて P43,44
5	平成26年11月7日	可搬型設備接続箇所へのホース敷設ルート，車両寄り付き場所を示すこと。	審査会合 (平成26年11月13日) にて説明	H26.11.13 資料1-1 島根原子力発電所 2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて P13～16
6	平成26年11月7日	溢水状況，放射線量，環境温度などの状況に応じてアクセスルートを選択する方針であることを示すこと。	審査会合 (平成26年11月13日) にて説明	H26.11.13 資料1-1 島根原子力発電所 2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて P87,88

島根原子力発電所 2 号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
7	平成26年11月7日	フィルタベントのエクステンションバルブ操作（人力操作）の所要時間を考慮すること。	審査会合 (平成26年11月13日) にて説明	H26.11.13 資料1-1 島根原子力発電所 2 号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて P101
8	平成26年11月7日	降雪時，凍結時であっても高所に保管された大型可搬設備を坂道を用いて安全に運搬できることを示すこと。	審査会合 (平成26年11月13日) にて説明	H26.11.13 資料1-1 島根原子力発電所 2 号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて P3
9	平成26年11月7日	考慮すべき自然現象の抽出過程を説明すること。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては，国内で発生し得る事象に加え，欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した55事象を母集団とする。収集した55事象について，「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて，島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出している。 (EP-061改18 1.0.2－17,18参照)
10	平成26年11月7日	第 2 保管エリアにおける溢水防止対策の具体的な内容を説明すること。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	第2保管エリアを44m盤のガスタービン発電機建物周辺から，溢水防止対策として密閉式貯水槽とした「輪谷貯水槽（西）」の上に変更した。 なお，第2保管エリア周辺の溢水水位評価結果より，第2保管エリアの最大溢水水位は約0cmであり，溢水による影響はない。 (EP-061改18 1.0.2－42,445,487参照)
11	平成26年11月7日	第 2， 4 保管エリアの溢水水位においても保管している重大事故等対処設備への影響がないことを説明すること。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	第2保管エリアの最大溢水水位は約 0 cmであり，保管している重大事故等対処設備への影響はない。 第4保管エリアは，ヒアリング時（H26.11.7），予備の可搬型設備を配置する保管場所として設定していたが，予備の可搬型設備も2号炉原子炉建物から100m以上の離隔を確保することとしたため，当該エリアを保管場所として設定することを取り止めることとし，第5保管エリアを第4保管エリアとして再設定した。なお，再設定した第4保管エリアの最大溢水水位は約21cmであり，保管している重大事故等対処設備への影響はない。 (EP-061改18 1.0.2－42,445,487参照)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
12	平成26年11月7日	保管場所に配備されている重大事故等対処設備を一覧表で示すこと。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備等を、3.(1)の第3-1表「保管場所における主要可搬型設備」及び第3-2表「保管場所等における主要設備」に追加した。 (EP-061改18 1.0.2-31~36参照)
13	平成26年11月7日	緊対所へのアクセスルート設定の考え方を説明すること。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動Ssの影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 (EP-061改18 1.0.2-12参照)
14	平成26年11月7日	アクセスルートにおける段差発生箇所の復旧作業の成立性について整理すること。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	段差については、液状化及び揺すり込み不等沈下により15cm（緊急車両が徐行により走行可能な段差量）を越える段差の発生を想定しているが、あらかじめ段差緩和対策を行うことでアクセスは可能である。 万一、アクセスルートに影響がある場合は、迂回又は重機による復旧を実施する。なお、段差復旧用として配備している砕石を用いてホイールローダにより、1箇所40cmの段差を復旧した場合、約10分で作業を実施できることを確認した。 (EP-061改18 1.0.2-97,105,207,208参照)
15	平成26年11月7日	ポンベ等の転倒防止策に関して、ボルト強度等の観点から信頼性を示すこと。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	地震発生時にアクセスルート周辺に転倒する可能性のある常置品及び仮置資機材がある場合、固縛等の転倒防止処置を実施する。また、万一、周辺にある常置品及び仮置資機材が転倒した場合であっても、通行可能な通路があるか、通路幅がない場合であっても迂回又は乗り越えが可能であることを確認している。なお、常設のポンベについては、ポンベが転倒した場合を考慮し、ポンベ固定器具の耐震補強による転倒防止を実施する。 (EP-061改18 1.0.2-120参照)
16	平成26年11月7日	ポンベ転倒については内容物の噴出や転倒後の周囲設備の破損など二次的影響についても考慮すること。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	アクセスルート周辺にある常設のポンベが転倒した場合を考慮し、ポンベ固定器具の耐震補強による転倒防止の実施又はアクセスルート近傍から撤去する。 A-事故時サンプリング室の窒素ガスポンベについては、アクセスルートに影響を与えない箇所へ移動した。 (EP-061改18 1.0.2-248~251参照)

島根原子力発電所 2 号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
17	平成26年11月7日	アクセスルートにおける照明及び通信の確保について考え方を示すこと。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	<p>○屋内アクセスルート通行時における照明の確保 電源喪失等により建物内の通常照明が仕様できない場合、緊急時対策要員は中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯、LEDライトを使用することで、操作場所へのアクセス、操作が可能である。また、通常照明が使用できない場合に使用を期待できる照明器具として、電源内蔵型照明を建物内に設置しており、屋内作業への影響はない。</p> <p>○屋内アクセスルート通行時における通信の確保 緊急時対策要員から中央制御室への報告、中央制御室から緊急時対策要員への指示は、通常の連絡手段（所内通信連絡設備（ハンドセットステーション）及び電力保安通信用電話設備）が使用できない場合でも、有線式通信設備等の通信手段にて実施することが可能であり、屋内作業への影響はない。 (EP-061改18 1.0.2-252,253参照)</p>
18	平成27年7月29日	ホース敷設ルートに関して、再検討すること。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	<p>ヒアリング時（H27.7.29）、輪谷貯水槽（東1）（東2）及び輪谷貯水槽（西1）を代替淡水源として設定しており、指摘事項は、「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の輪谷貯水槽（東）を水源とした原子炉圧力容器への注水手順」における、輪谷貯水槽（東）周辺のホース敷設ルートに対するものである。</p> <p>現在、代替淡水源を輪谷貯水槽（西1）（西2）に見直しており、これらを水源とした大量送水車による注水手順におけるホース敷設ルートに見直したところである。</p> <p>本ホース敷設ルート（アクセスルート）は、地震時においても仮復旧なしで通行が可能である。また、万一、通行できない場合には、ホース敷設ルート（サブルート）を経由した迂回又はホース敷設ルート（アクセスルート）を重機による仮復旧を実施する。 (EP-061改18 1.0.2-169,170,520～534参照)</p>

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
19	平成27年7月29日	建物の倒壊範囲を図示した上で、アクセスルートの幅員が十分に確保できることを説明すること。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	敷地内構造物等の損壊時の影響範囲を示した図を追加した。 アクセスルート近傍の障害となり得るとして抽出した構造物のうち、耐震Sクラス（Ss機能維持含む）以外の構造物については、基準地震動Ssによりがれきが発生するものとしてアクセスルートへの影響評価を実施し、建物等の損壊に伴うがれきの発生を想定しても、必要な幅員（3m）を確保可能であることを確認した。 (EP-061改18 1.0.2-65~68,317~347参照)
20	平成27年7月29日	アクセス環境を確保するために開放されるブローアウトパネルの許可上の位置付けについて検討すること。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	ISLOCA時に期待する原子炉建物ブローアウトパネルは、設置許可基準規則第46条における常設重大事故防止設備と位置付けている。

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
21	平成27年7月29日	鉄塔倒壊時の影響評価を再検討すること。	ヒアリング (令和元年12月9日) にて説明	<p>○220kV第二島根原子力幹線No.1鉄塔及びNo.2鉄塔 設置位置近傍には、第2保管エリア及び44m盤アクセスルートがあるが、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因について評価を行い、影響がないことを確認する。 また、耐震評価を実施のうえ、基準地震動Ssにより倒壊しないことを確認する。</p> <p>○66kV鹿島支線No.3鉄塔及びNo.2-1鉄塔 保管場所及びアクセスルートから十分離れており影響はないが、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因について評価を行い、影響がないことを確認する。 万一、送電線の垂れ下がりによる通行支障が発生した場合であっても、迂回又はケーブルカッターによる切断等の対応が可能であり影響はない。</p> <p>○通信用無線鉄塔 設置位置近傍には、第1保管エリア及び50m盤アクセスルートがあるが、耐震評価を実施のうえ、基準地震動Ssにより倒壊しないことを確認する。</p> <p>○第2-66kV開閉所屋外鉄構 設置位置近傍には、44m盤アクセスルートがあるが、耐震評価を実施のうえ、基準地震動Ssにより倒壊しないことを確認する。</p> <p>○500kV島根原子力幹線No.1, No.2及びNo.3 保管場所及びアクセスルートから十分離れており影響はないが、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼす要因について評価を行い、影響がないことを確認する。 (EP-061改18 1.0.2-38~40,65~68,182~184参照)</p>
22	令和元年12月9日	屋外アクセスの②が全て“又は”となっているが、どのルートがどれに該当するのか説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	<p>屋外アクセスルートが「基準地震動Ssによる被害（周辺建造物の損壊等）の影響を受けないルート」に該当する旨を記載した。 (EP-061改19(説) 8ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-11r1,12r1参照)</p>

島根原子力発電所 2 号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
23	令和元年12月9日	第2 保管エリアが“-”になっているが理由を説明すること。 また、電源だけ記載している理由を説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	第2 保管エリアに高圧発電機車を配置しないため、“-”としている旨を追記した。 また、離隔距離を確保する対象設備の考え方、具体的な対象設備を追記した。 (EP-061改19(説) 9ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-8r1参照)
24	令和元年12月9日	保管場所に配備する可搬型設備を説明すること。 また、各保管場所に配備する可搬型設備の考え方を説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	各保管場所に配備する可搬型設備及びその考え方について追記した。 (EP-061改19(説) 10ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-31r1参照)
25	令和元年12月9日	設定方針に関する島根の設定結果を説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	屋外アクセスルートが「基準地震動Ssによる被害（周辺建造物の損壊等）の影響を受けないルート」に該当する旨を記載した。 (EP-061改19(説) 8ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-11r1,12r1参照)
26	令和元年12月9日	②, ③, ④の対応に使用するルートを説明すること。 また、土石流の復旧について説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	代替措置のうち②, ③, ④の対応手段におけるルート図を追記した。 また、土石流に対するアクセスルートの復旧作業として、土砂の転圧及び撤去の作業時間を追記した。 (EP-061改19 1.0.2-483r1,486r1,486r1-1~7参照)
27	令和元年12月9日	※ 6 の耐震性の説明箇所について整理すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	設置許可基準規則第9条にて耐震性を確認したタンク等については、技術基準規則第12条にて説明する旨を記載した。 (EP-061改19 1.0.2-340r1参照)
28	令和元年12月9日	3 mの設定根拠について、ホースを敷設した場合も考慮している旨説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	アクセスルート上に敷設するホースのうち、最大サイズのホース敷設幅及び敷設条数を考慮している旨を追記した。 (EP-061改19(説) 25ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-66r1,327r1参照)

島根原子力発電所 2 号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
29	令和元年12月9日	10分後に歩行可能となる理由を説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	タンク等からの溢水が、敷地形状により管理事務所東側の道路を流下することから、歩行及び可搬型設備のアクセスに影響がない旨を記載した。 (EP-061改19(説) 30ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-84r1,445r1参照)
30	令和元年12月9日	各地点の敷地高さ（E L）を説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	浸水深の時系列データの抽出地点の敷地高さ（EL）を記載した。 (EP-061改19 1.0.2-439r1参照)
31	令和元年12月9日	溢水水位19cmがどこのことか説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	開口部に堰等を設置している場合は、下階へ排出を考慮せず溢水水位を算出している旨を追記した。 (EP-061改19(説) 35ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-267r1参照)
32	令和元年12月9日	耐震裕度がない機器で耐震補強した設備があるか説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	基準地震動Ssによる耐震評価を実施し、耐震補強なしで耐震裕度がある旨を追記した。 (EP-061改19(説) 34ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-255r1参照)
33	令和元年12月9日	非常招集連絡がない場合の参集方法について詳細に説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	非常招集連絡がない場合の参集方法について、社内規程に基づき定めている旨追記した。 (EP-061改19(説) 36ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-149r1,281r1参照)
34	令和元年12月9日	要員参集シミュレーションについて、実施した回数を説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	要員参集シミュレーションについて、実施回数及び過去実施した調査と比較した結果を追記した。 (EP-061改19(説) 37ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-286r1参照)
35	令和元年12月9日	サブルートアクセスルートとして設定するのか説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	サブルートの位置付けについて追記した。 (EP-061改19(説) 7ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-11r1,12r1参照)

島根原子力発電所 2 号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
36	令和元年12月9日	漏えいによる影響が考えられる場合としてどのような対応があるのか説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	薬品タンクからの漏えいによる影響がない旨記載した。 (EP-061改19(説) 27ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-81r1,82r1参照)
37	令和元年12月9日	免震重要棟の位置づけについて説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	免震重要棟は、設置許可基準規則に基づく発電用原子炉施設には該当せず、要員の待機場所として使用する旨を追記した。 (EP-061改19 1.0.2-340r1参照)
38	令和元年12月9日	段差緩和対策について詳細設計（工認）で説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	段差緩和対策の評価結果について、詳細設計段階で説明する旨記載した。 (EP-061改19 1.0.2-353r1参照)
39	令和元年12月9日	Nについて、排水経路・排水路の大きさについて説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	降水の集水範囲 A, F, N の幹線排水路及び各排水設備の仕様を記載した。 (EP-061改19 1.0.2-311r1,313r1参照)
40	令和元年12月9日	ダクトの耐震補強を実施したことによる火災影響がないこと。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	ダクトの転倒防止対策により、ダクト外部に火災の影響が及ばない旨記載した。また、ケーブル内にて火災が発生した場合を考慮して、発電所に常駐している自衛消防隊による消火活動が実施できる旨記載した。 (EP-061改19(説) 53ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-195r1,196r1参照)
41	令和元年12月9日	現場確認後、一旦戻ることがないことを説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	作業現場に向かう際には必要な防護具を携帯する運用のため一旦戻る時間の考慮は不要である旨記載した。 (EP-061改19(説) 76ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-275r1参照)
42	令和元年12月9日	拡大図で取水する際のホース敷設ルートを説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	取水する際のホース敷設ルートを記載した。 (EP-061改19(説) 68,69ページ参照)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
43	令和元年12月9日	アクセス性に対して影響がないことを説明すること。	ヒアリング (令和元年12月17日) にて説明	可搬型設備（車両）のすれ違いを考慮しても、十分な道路幅を確保している旨追記した。 (EP-061改19(説) 71ページ参照) (EP-061改19 1.0.2-516r1参照)
44	令和元年12月17日	アクセスルートとサブルートの設定方針について整理し説明すること。	審査会合 (令和元年12月24日) にて説明	屋外アクセスルートの設定方針及び選定結果について、アクセスルートとサブルートの整理を明確化した。 (資料1-2-1 8,9ページ参照) (資料1-2-3 1.0.2-11,12,13参照)
45	令和元年12月17日	交互通行について、可搬型設備の待機場所等を用いて説明すること。	審査会合 (令和元年12月24日) にて説明	屋外アクセスルートの道幅が狭い箇所について、可搬型設備（車両）の交互通行する際の運用を追記した。 (資料1-2-1 72ページ参照) (資料1-2-3 1.0.2-116,512,523参照)
46	令和元年12月17日	地震、津波におけるサブルートの考え方について説明すること。	審査会合 (令和元年12月24日) にて説明	サブルートのうち、津波時及び津波の起因事象である地震時にアクセス性を期待しないルートを明確化した。 (資料1-2-3 1.0.2-28参照)
47	令和元年12月17日	転圧操作について、保管場所からの移動時間を説明すること。	審査会合 (令和元年12月24日) にて説明	転圧区間までの移動時間も含めた作業時間について明記した。 (資料1-2-1 15ページ参照) (資料1-2-3 1.0.2-483,489~494参照)
48	令和元年12月17日	適合状況概要のうち、津波に関して考え方を説明すること。	審査会合 (令和元年12月24日) にて説明	津波を考慮して、可搬型設備を防波壁の内側に保管及び2セットのうち少なくとも1セットは高台に保管することを追記した。 (資料1-2-1 5,6,7,63ページ参照) (資料1-2-3 1.0.2-3,4,8参照)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
49	令和元年12月17日	保管場所設定の考え方について整理し説明すること。	審査会合 (令和元年12月24日) にて説明	第3保管エリアと第4保管エリアは、100m以上の離隔距離を確保できないことから、2セットある可搬型設備は互いに配置しないことを追記した。 (資料1-2-3 1.0.2-9参照)
50	令和元年12月17日	可搬型設備のすれ違いについて、通常時と区別し説明すること。	審査会合 (令和元年12月24日) にて説明	屋外アクセスルートの道幅が狭い箇所について、可搬型設備（車両）の交互通行する際の運用を追記した。 (資料1-2-1 72ページ参照) (資料1-2-3 1.0.2-116,512,523参照)
51	令和元年12月17日	保管場所の設定方針のうち、分散配置が可能な設備の定義について説明すること。	審査会合 (令和元年12月24日) にて説明	分散配置が可能な可搬型設備の対象が、2セットある可搬型設備であることを追記した。 (資料1-2-1 7,49,63ページ参照) (資料1-2-3 1.0.2-3,4,8参照)
52	令和2年2月5日	保管場所周辺構造物の評価方針及び評価結果について説明すること。	ヒアリング (令和2年3月13日) にて説明	保管場所及びアクセスルートの耐震設計・評価方針分類が「耐震評価」の構造物（設置許可基準規則第9条及び技術基準規則第12条において耐震性を説明するものを除く）の評価方針を追記した。また、評価結果については免震重要棟を除き、詳細設計段階で示す旨追記した。 (EP-061改33(説1) 25~27,40~42ページ参照) (EP-061改33 1.0.2-340r1~340r1-2参照)
53	令和2年2月5日	輪谷貯水槽（西側）の地中埋設に関する説明について整理し、説明すること。	ヒアリング (令和2年3月13日) にて説明	輪谷貯水槽は半地下構造物であるため浮き上がり評価を実施し、浮き上がりによる影響がないことを確認した。 (EP-061改33(説1) 28,30ページ参照) (EP-061改33 1.0.2-50r1,57r1参照)
54	令和2年2月5日	浮き上がり評価について図で分かりやすく説明すること。	ヒアリング (令和2年3月13日) にて説明	段差緩和対策例（浮き上がり）について、図を修正した。 (EP-061改33(説1) 46ページ参照) (EP-061改33 1.0.2-103r1-1参照)

島根原子力発電所 2 号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
55	令和2年2月5日	サブルートの評価について説明すること。	ヒアリング (令和2年3月13日) にて説明	サブルートは「地震及び津波を考慮すると使用できない可能性があるが、使用が可能な場合に活用するルート」であり、地震による影響評価の対象外であることから、表題等の記載を屋外アクセスルートからアクセスルートに変更した。 (EP-061改33(説1) 33ページ参照) (EP-061改33 1.0.2-65r1,66参照)
56	令和2年2月5日	※ 1（設置許可基準規則9条、技術基準規則12条において耐震性を示すもの）について、どの段階で説明するか、説明すること。	ヒアリング (令和2年3月13日) にて説明	設置許可基準規則9条、技術基準規則12条において耐震性を示す構造物について、耐震設計・評価方針分類を「工事認可」に変更した。 なお、設計方針及び評価結果は詳細設計段階で示す。 (EP-061改33(説1) 26,41,60ページ参照) (EP-061改33 1.0.2-338r1~340r1参照)
57	令和2年2月5日	保管場所の埋戻土の範囲について説明すること。	ヒアリング (令和2年3月13日) にて説明	保管場所の埋戻土の範囲を平面図で示した。 (EP-061改33(説1) 29ページ参照) (EP-061改33 1.0.2-50r1,50r1-1参照)
58	令和2年3月13日	斜面上の鉄塔の損壊に対する影響評価について、斜面上にあることを踏まえ説明すること。	後日回答	-
59	令和2年3月13日	OFケーブルタンク、補助ボイラサービスタンクの対応内容について、防油堤の耐震性を踏まえ説明すること。	後日回答	-
60	令和2年3月13日	サブルートを含む場合の表現について明確にすること。	後日回答	-

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（技術的能力 添付資料1.0.2：可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
61	令和2年3月13日	「耐震評価」の対象地震動について説明すること。	後日回答	-
62	令和2年3月13日	重油タンク溢水防止壁の評価基準について考え方を説明すること。	後日回答	-
63	令和2年3月13日	残留沈下量が小さいと説明すること。	後日回答	-
64	令和2年3月13日	第4保管エリア以外の場所においても配置の考え方を説明すること。	後日回答	-